

議員提出議案第4号

道路特定財源制度の堅持を求める意見書

このことについて、下記のとおり、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出する。

平成18年3月22日

| | |
|-----|----------------|
| 提出者 | 三朝町議会議員 山田道治 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 福田茂樹 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 香川和久 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 知久馬二三子 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 平井満博 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 遠藤勝太郎 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 杉原憲靖 |

平成18年3月22日原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

道路特定財源制度の堅持を求める意見書

道路は、国民生活や社会経済活動を支えるうえで最も重要な社会資本である。

現在、本県においては、鳥取自動車道（中国横断自動車道路 姫路鳥取線）や山陰自動車道の整備が進められているが、県庁所在地に高速道路のない唯一の県としては、一日も早い全線の開通が望まれるところである。また、日常生活の基盤としての一般道路の整備も立ち遅れている状況下であり、道路網の整備は本県にとって最重要の課題である。

しかるに、昨今、国においては、道路特定財源の一般財源化や他の用途への転用などについて検討されているところである。道路特定財源については、受益者負担を原則として自動車利用者が道路整備費を負担する制度として創設され、その後、計画的な道路整備のため長期間にわたって高率の暫定税率が課さ

れており、これを一般財源化することはその目的を逸脱するものである。また、高率の暫定税率を課した今までの一般財源化には、納税者の理解は得られないものと思料される。

日常生活の基盤としての町村道をはじめとする一般道路の整備、また、地域の産業振興や都市と農漁村等地方との広域的な交流を促進する高速道路や地域高規格道路の整備等については未だ不十分であり、道路整備費の減少につながる制度の検討は、到底容認できないものである。

よって、国におかれては、道路特定財源については、受益者負担の考えに基づき、使途拡大など他の目的に転用することなく全額道路整備に充当し、地方の道路整備を強力に推進することを、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年3月22日

鳥取県三朝町議会